



中小企業の人材確保に向けた 奨学金返還 支援補助金

のご案内

中小企業の人材確保・定着の一層の促進、若者の負担軽減を図るために、中小企業が支援した額の一部を県が補助する制度です。

申請期限 延長

令和8年
1月30日(金)
まで

補助対象企業

- 千葉県内に事業所がある中小企業で、本社の所在地(県内・外)は問いません。
- 企業が、奨学金返還中の従業員(正社員)に対して返還支援を行っている場合、その**1/2**を県が補助します。

補助上限

<金額> 1人につき年間**10万円**まで (令和7年度は**5万円**まで)

※令和7年度は、企業支援額の1/2が5万円のいずれか低い額

※令和7年度は、令和7年10月から令和8年3月までが補助対象期間

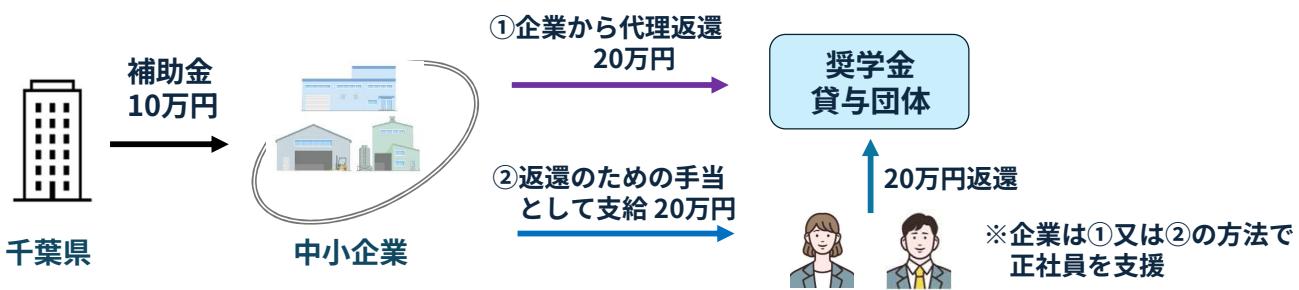
<期間> 1人につき**最大6年間**まで (年度ごとの申請が必要)

<人数> 1社あたり**5人**まで (1年度あたりの申請可能人数)

※補助金の交付は、補助金予算の範囲内とします。

補助スキームのイメージ

※企業が正社員1人に年間20万円返還支援した場合



※補助金10万円は正社員1人当たりの年間補助上限額です。
R7年度は、正社員1人当たり10万円⇒5万円となります。



県HP
QRコード

要綱・様式、申請に必要な添付書類等に関してはホームページをご参照願います

千葉県 中小企業 奨学金



企業にとってのメリット

人材の確保

採用競争の中で、若手へのアピール、他社との差別化につながり、採用力の向上が期待できます

企業イメージの向上

従業員を応援していることのPRにより、企業の認知度・評価の高まりが期待できます

人材の定着化

複数年の支援により企業への愛着が湧き、人材の定着化による離職率低減が期待できます

補助対象

次の1から3の要件を満たす従業員の奨学金の返還を支援している中小企業者

- 1 雇用する従業員が正社員として勤務し、奨学金を返還中である
- 2 申請年度の4月1日時点で正社員となってから6年以内である
- 3 当該従業員が^{※3}県内居住かつ県内事業所に勤務している

※1 奨学金返還支援制度等を就業規則や賃金規程等に明確に定めていること

※2 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

※3 申請時には居住予定者を含むが、実績報告時点で県内に居住していない場合は対象外

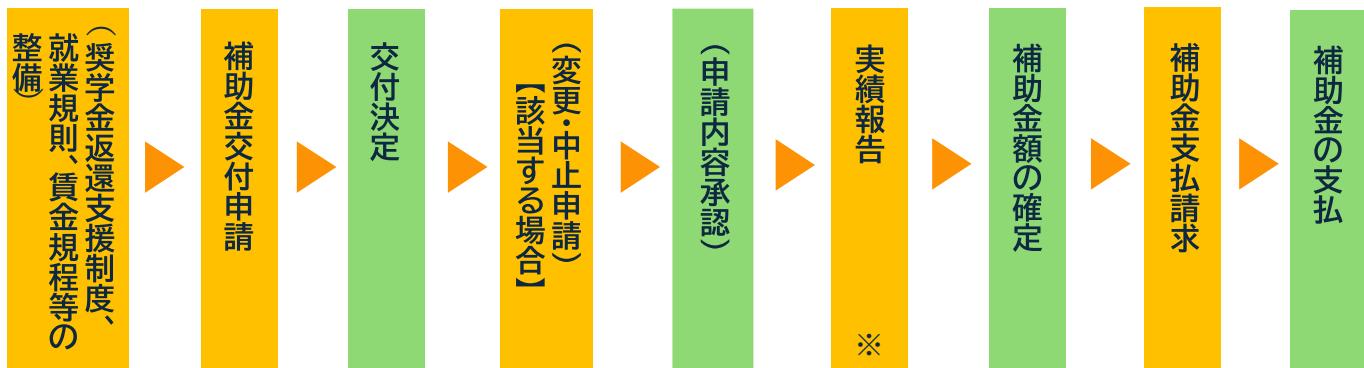
対象奨学金

日本学生支援機構 及び 地方公共団体、大学、公益法人、民間企業等の貸与奨学金
(医療・福祉などの特定分野、企業等の人材確保や地域への定着を目的とするもので返還を免除されるものを除く)

申請受付期間

令和7年9月25日(木)～令和8年1月30日(金)

申請・交付の流れ



※ 実績報告の提出期間などはHPにてご確認ください

〈留意事項〉

- 本チラシは、要点を抜粋して記載しております。詳細については「千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金交付要綱」や「千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金申請の手引き」等をご確認願います。
(ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください)
- 同一の補助対象経費に対して他団体の奨学金返還支援補助金を重複利用することはできません。

〈お問合せ〉 千葉県商工労働部 雇用労働課 若年者雇用推進班

TEL 043-223-2745

E-Mail kyou4@mz.pref.chiba.lg.jp